

指導者養成問題

吉 川 弘

(新潟大学)

課題研究発表Ⅰでは、標記テーマのものにつぎの3主題、4人の発表があった。

「小都市における人材ボランティア活動事業の企画立案についての方法論的考察」

三浦清一郎（福岡教育大学）

末崎ふじみ（九州大学大学院）

「勤労青少年指導者大学講座の現状と課題」

坂口順治（立教大学）

「生涯教育の目標としての市民憲章—そこにおける民間指導者の位置と役割—」

定免修一（石川県羽咋市教育委員会）

生涯教育が説かれ20年近くがたつ。いまや生涯教育の考え方は広く普及しており、今日では実際に生涯教育をどう推進するかが課題になっている。この生涯教育を推進する方策としては、一つには人々の学習を拡大深化させるために指導者を発掘養成することが大変重要となる。そしてもう一つには、それら学習した人が学習成果を発揮し得る場を提供し、そのことによって学習者の自己実現をはかることが考えられねばならない。このような意味で最初に発表された「小都市における人材ボランティア活動事業の企画立案につ

いての方法論的考察」(三浦氏, 末崎氏)は大変興味深いものであった。読者の関心も強いであろうことを思い、やや詳しく報告をいたしたい。(なお、この発表は前年の発表につづくものであり、年報第4号の竹村功, 末崎ふじみ, 両氏の論文も参照されたい。)

ところで、本研究が興味深いのは、(生涯教育)指導者を発掘養成するための方法を福岡県宗像市において実際に行い、そのプロセスを克明に追い、指導者の発掘養成の方法を図式的に示し、方法論の確立をねらったことである。逆に宗像市という条件の中で行われたことであり、一般化するにはさらにいくつかの市での実践も必要と考えられるが、あえて方法論の確立を目ざしたことは、今後の同種研究への啓発を図ったものと受取られよう。

では、方法(論)の筋道をたどってみよう。

宗像市では、この指導者発掘養成のための事業を「市民学習ネットワーク事業」と名づけている。そして「運営規約」、「同運営細則」を定めている。この規約、細則に規定されているが、事業は「宗像市社会教育振興協議」(事務局——市中央公民館)が実施主体となる。

○事業の内容

- ・有志指導者の発掘・講習・養成
- ・有志指導者の登録・更新
- ・学習者の組織化と有志指導者の紹介、派遣
- ・コミュニティ学習新聞等広報
- ・市民学習ネットワーク事業の調査研究
- ・その他

○指導者の発掘

- ・有志指導者発掘予備調査——機関、団体、個人を通じ、他薦を受ける。調査に当っては①学習の必要があると考えられるもの、②有志指導者確保の見通しがあるもの、③既存の団体の活動を助長することはあっても阻害する恐れのないもの、④活動のための会場が確保できるもの、⑤自学自習が比較的困難なもの、⑥著しいトラブルや危険が予想されないもの、⑦発

掘領域のバランスが確保できるもの、の選定基準（配慮事項）があり、発掘対象能力として、④趣味、けいごと、⑤家庭生活・日常生活、③スポーツ・体育・レクリエーション、①教養、⑥伝承文化の領域があり、それぞれの領域について中項目が示されている（④—18、⑤—19、③—9、①—15、⑥—4）。推薦調査の内容をみると、①推薦する人の特技または能力、②推薦する人の住所、氏名、電話番号、③推薦のことは、④推薦者の氏名、住所、電話番号、⑤推薦する人の了解の有無、となっている。また調査に当っては、調査要領説明会を開いている。

・面接調査——予備調査によって推薦された人に対し面接調査を行う。（約200人程度）この面接調査は訓練された大学生が当る。面接調査票の内容をみると、氏名、生年月日、性別、現住所、連絡先、特技、本事業の認知の有無、指導意思の有無、指導する特技の内容、経験年数、資格、現在の活動状況、研修を受けたことの有無、指導可能な曜日、時間、週・月の回数、教えたい対象、人数、場所、手当の希望、認定講習受講意思の有無等となっている。そして面接者は調査票の他に面接の感想を述べることになっている。

・面接調査後の候補者整理——面接調査後候補者は100名程度にじぼられる。その選考基準としては①面接対象者の指導意思の有無、②認定講習受講意思の有無、③面接調査員の感想、④政治活動、営利活動への利用のおそれの有無等があげられている。

こうして有志指導者候補者リストができあがる。

○有志指導者認定講習

有志指導者の候補者となった人に対しては認定講習が行われる。その目的は「本事業の意義を説明し、指導者としての心構えを形成することによって市民の相互学習の円滑化を図る」とされており、1日（3時間）行われる。さきの能力領域④、⑤、①、⑥関係の受講者は「市民相互学習の意義としくみ」、「青少年の学習活動の特徴と留意点」、「成人の学習活動の特徴と留意点」、「学習活動のすすめ方と仲間づくり」について講義を受けた

り討議をする。また、◎関係の受講者は「市民相互学習の意義としくみ」、「からだのはたらきと安全管理」、「スポーツ活動のすすめ方と仲間づくり」について指導を受ける。そして、受講者には市社会教育振興協議会、市教育委員会教育長から「有志指導者認定証」が交付される。

○有志指導者の登録

こうして有志指導者が登録される。登録カードの内容としては、氏名、年齢、性別、現住所、連絡先、特技、活動歴、指導歴、研修歴、関係団体、指導希望の曜日、時間、対象、場所等となっている。

○施設調査と協力依頼

有志指導者の発掘、講習、登録が行われる一方において、施設の調査が実施される。調査対象は、自治公民館、学校、公共施設、事業所等である。調査内容は、①市民学習ネットワーク事業に対する協力の意思の有無、②市民学習ネットワーク事業に利用できる部屋、運動室、広場、③利用できる設備、④施設・設備の利用可能時間帯、⑤駐車場の有無、⑥使用料、⑦使用料以外の条件、⑧使用手続等である。そして、協力意思がある場合は「協力同意書」を得ている。

○有志指導者の派遣

こうして有志指導者が確保され、使用施設も用意できたところでは、その有志指導者をいかに派遣するかである。派遣対象となる学習活動については「市民学習ネットワーク事業運営規約及び細則」にこまかい規定がなされている。

細則によると、「学級」は5人以上で1回当りおおむね2時間の学習時間をもつものである。この学級が指導者の派遣申請をする時、指導者が派遣される。また、学級が組織されていない場合はどうなるかである（このような場合が多いと思われる）が、事務局（中央公民館）は公募によってこの学級を開設するのである。この公募に5人以上集れば学級と認定されるのである。そしてこの学級も指導者の派遣が受けられる。

学級生は1回（2時間）300円を学習料として市民学習ネットワーク事

業の指定口座に払い込む。この学習料には、人権教育、家庭教育、青少年教育、高齢者教育等の分野でとくに公共性が高いと認められるもの、小中学校長が児童・生徒を対象に開く学級には減免がある。

なお、有志指導者派遣申請書の内容項目としては、①学習内容、④学習目的、③学習の回数および予定日時、④学習者（性別、年齢等）及び人数、⑤学習場所、⑥指導者に対する希望等となっている。

そして派遣された有志指導者は、指導報告書を提出する。報告事項としては、①学習項目（大項目、中項目、小項目）、②各回ごとの指導実績（期日、時間、指導場所、学級参加者数、指導内容）、③意見、感想である。

○広報活動

発掘・養成された有志指導者の存在、有志指導者派遣の要請のしかた、派遣が得られた学級の編成のしかた等々、これらは市民に広く知られていなければ活用されず、ひいては市民学習ネットワーク事業の目的は達成されないことになってしまう。そこで、この事業では運営委員会が事業に関する各種の情報を市民に広報することとされている。

広報の媒体としては「広報宗像」、一般新聞、ラジオ、テレビ、ポスター、パンフレット、回覧板、報告冊子等を用いている。また「広報宗像」の他に月1回発行のコミュニティ学習新聞が企画されている。この学習新聞は、各区行政事務連絡員を通じ各世帯に配布される。

以上が発表並びに発表時配布された資料から得た宗像市における市民学習ネットワーク事業であり、その事業の中心ともいえる有志指導者の発掘・講習・養成である。最初に述べたように、この研究は、有志指導者（人材ボランティア）の活用事業の企画・立案（・実施）を通して有志指導者確保の方法を理論化しようとするものである。ところで、①有志指導者の発掘・養成がなされ、これによって実際に学習のネットワーク化がどれだけ進んだのかの測定・評価、②生涯教育（学習）を実現するため、有志指導者の発掘・養成は重要な要件であるが、学習ネットワークを完成するためにはこれ以外に

も手がけることがあると思われる（例えば、施設……公民館、図書館、博物館、体育館、その他の公共施設や民間施設の連携等）。これらへの見通しをもっているのか、についてさらにききたいところであった。

つづいての発表は、「勤労青少年指導者大学講座の現状と課題」（坂口氏）であった。勤労青少年指導者大学講座は、勤労青少年福祉法（昭和45年、法律第98号）にもとづく勤労青少年福祉対策基本方針によって昭和51年に発足したものである。主として4年制大学卒業者で教育、社会、体育、心理などを専攻した、将来勤労青少年の指導に専念しようとする者を対象にして1年間の集中的な専門家養成講座であり、雇用促進事業団が運営している。この講座は、昭和30年代から昭和40年代にかけ、勤労青少年の労働環境の改善、勤労生活の質的向上をめざす内的側面を援助できる指導者の養成ということから誕生したものである。（以上発表要旨録から）氏の発表によると、大学講座修了者に対するアンケートからつぎのようなことが指摘されるところであった。

＜講座カリキュラムについての感想・意見＞

- ・他の講座と比較して充実している。（講義と実習、ゼミ形式、自由課題研究、企業実習、ホーム実習、キャンプなど）
- ・外来講師が関連のない講義を勝手にやりすぎる。
- ・実務的内容のものをもっと多くカリキュラムに入れること。
- ・共同生活システムの採用を
- ・チューター制の導入を
- ・専門領域をふかめるカリキュラム編成を
- ・継続的研修の機会を

また、勤労青少年ホーム（アンケート回答者は勤労青少年ホーム勤務者）での職員の専門性についてはつぎのような意見があるとのことであった。

＜専門的職業についての意見＞

- ・地位が低い。資格認定もない。

- ・勤務時間の不規則，行政では主流でない勤務先
- ・専門性の中味が疑問
- ・いまは情熱でカバーしているが，これが続くかどうか。
- ・行政ではローテーションが必要。一か所に専門的にいるのは疎外となる。
- ・「人が好き」であれば専門家になれる。

そして，専門家養成には将来の身分保障が大切なことが述べられている。これらから，氏は，大学講座の今後の課題としてつぎの3点を指摘された。

＜今後の課題＞

- ・講座に現任教育（リフレッシュコースも含む）のコースをもつ。
- ・人材育成バンクの設立，ネットワークの形成。
- ・TV通信講座を含めて，ボランティアリーダーの育成。

勤労青少年指導者の養成・研修の必要性はいまさら述べるまでもなからうが，その研修の内容については非常に関心のあるところであり，今後も議論されるところであろう。何故なら，勤労青少年指導者の専門性とは何かを問うことになるからである。青年の家や勤労青少年ホームの指導職員の専門性が確立されていない現状にあって，このことに関する研究は青少年教育施設等の側からも待たれているに違いあるまい。氏の発表要旨集録に示された勤労青少年指導者大学講座のカリキュラム基準はその点大変興味深いものであった。このカリキュラムは，一貫カリキュラム，体験中心の学習，チューター制の採用が特色であるとのことであった。（次ページ参照）

そのつぎの発表は，「生涯教育の目標としての市民憲章——そこにおける民間指導者の位置と役割——」（定免氏）であった。氏の発表は青年の社会参加を石川県羽咋市において市民憲章制定で具体的な活動と効果として示したものであった。まず，市民憲章制定がめざしたものとして，「市民本位の市政」これを市民が理解することにあるとし，この制定に果した民間指導者の役割として青年団，サークル協議会，青年会議所の代表による参加の状況

カリキュラム基準

区 分		科 目	時 間 数	
基 礎 課 程	青少年問題	今日の青少年問題	10	70
		青少年の心理	12	
		青少年の健康生活	12	
		青少年と教育	12	
		青少年と行政	12	
課 程	労働問題	労働問題の現状	24	68
		労働福祉	24	
		労働と余暇	20	
	現代社会問題		30	
計			168	
専 門 課 程	生活設計	青年期の生活設計	16	56
		現代社会生活	16	
		ボランティア論	8	
		健康管理	16	
	職業適応	職業適応論	12	90
		職業適応各論	30	
		職業カウンセリング グループ・ワーク	30	
			18	
	余暇活動	レクリエーション概論	18	108
		職場レクリエーション	18	
		地域レクリエーション	18	
		レクリエーション指導論	24	
		スポーツとその指導法	30	
	組織管理	スーパービジョン	18	92
		マネジメント	18	
		社会調査・評価法	18	
		地域社会	14	
		指導技術	24	
特別講義			20	計366
実 習	スポーツ・レクリエーション 実習		170	
	企業実地研修		150	
	勤労青少年ホーム実地研修		450	
総 合 計			1,304	

が紹介された。参加活動として羽咋市青年団協議会、羽咋市青少年サークル連絡協議会、羽咋市青年会議所が市民の面接調査を行い、その結果と児童生徒の市民憲章制定に寄せた作文をまじえて「市民憲章への市民の声」をまとめたこと、この市民憲章がこうして市民の手によって作られることに公民館がどのようにかかわったか、そして市民憲章制定実践運動において指導者がどのように育ち、連携し、組織化されていったか、についてであった。そして、市民運動はともすると陳情型に流れついてしまうことがあり、また、事が成就するとそれで終りになってしまうことがあること、主体性を保持するには陳情型でなく参加型でなくてはならないこと、この参加を通じて指導者として成長し、相互の連携が強まっていくこと、などが強調された。しかし、こうした市民憲章も、制定され、指導者が育

ち、組織化されたが、(まさに事が成就して)この運動をさらに継承発展させること、後継者をいかに養成するかが今後の大きな課題ということであった。そこで、羽咋市では、この運動のさらに一層の発展を期し、市民憲章推進懇談会を設置している。この懇談会に28の団体が参加し、指導者たちの連携のもと、市民運動が継続しているのである。それを示す資料が下記のものである。

羽咋市市民憲章推進懇談会

市民憲章推進懇談会のねらいとその果す役割

1) 住民によるまちづくりの必要性

私たちが、住みよい明るいまちに住みたいと願うことはごく自然な願望であります。しかし、その願いを実現するためには他人まかせでなく、地域に住む私たち自身が常に自らの生活するまちに関心を持ち積極的に社会参加を行っていくことが必要です。

早朝に駅前を清掃し、自分たちの小遣錢を出しあい羽咋の玄関を花で飾る若者たち。ハンディをもつ人たちと共に成功させた「わたぼうしコンサート」。地域の人たちの交流をはかる「社会体育大会」。婦人会、子ども会の様々な活動。お年寄りの方々による勤労奉仕。

このように色々な実行形態で多角的に市民の自発的な意志によりまちづくり活動が展開されておりますが、まだまだ活動の輪が広がることが要望されているのが現状です。

2) 市民憲章実践活動の意義

豊かなまちづくりの市民共同のちかいである「羽咋市市民憲章」。この憲章は、昭和48年に市制15周年記念事業として制定されたものであり、住民参画の憲章として全国的にも高く評価されております。

市民憲章のねらいは、羽咋市に住む市民一人ひとりが憲章にある「ちかい」を実践することにより心をつなげて自分たちの住む郷土「羽咋市」を愛しているところにあります。市民憲章の実践により住みよい生活環境と人情豊かな人づくりを推進していこうということです。

3) 市民憲章推進懇談会の果す役割

明るいまちづくりの実現のために行われている様々な活動を、市民憲章の実践という共通理解のもとに互いに連携をとりあい、協力しあうなかでより意義のあ

92 第4回大会の論議をふまえて

る活動として市民生活に定着させ、市民一体となって郷土羽咋を愛する心を育てようと「羽咋市市民憲章推進懇談会」が昭和55年に組織されました。

この懇談会は、各々の活動をより効果的に展開するために互いに協力しあえる範囲で行うものであり、単に同種の活動を組織的にまとめあげるものではありません。そういうことから、できるだけ幅広く仲間を求めているということも確認されております。

このように、各団体や地域において展開されている活動をより有機的に展開するための全市的な意志交換の場としてこの懇談会を位置づけるものであります。

4) 市民憲章推進情報センターの役割

推進懇談会を連携のとれた機能的な組織とするため、常に各団体の活動状況をは握し必要に応じて情報を提供することができる「情報センター」が必要となります。その役割を市教育委員会社会教育課が担当することになりました。

各加盟団体や個人は、この情報センターがより充実した機能を発揮できるよう必要な情報、資料を提供することになっております。

最後に、全体討議においては、社会教育指導員のことが議論された。

社会教育指導員にはバラツキがあるとの発言から、社会教育指導員としていかに有能者を配するかということになった。社会教育指導員は非常勤であるが、実態は常勤に近い。非常勤か常勤かがあいまいである。このことは社会教育指導員はボランティアか有給職員かという論議にもなる。有給であるならばそれなりの専門性が要求され、任用にあたってもそのことが配慮されなければならないし、同時に研修の徹底がはからねばならないとのことであった。

このほか、社会教育はあまりにも指導者志向が強すぎるのではないかと、との発言もあった。相互学習のなかから自然に指導者が生まれていくのであっていいのではないかとこの意でもあるが、時間の関係で十分論議されず、つぎの機会にということになってしまった。